



島根県報

平成28年3月31日（木）

号外第79号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県会計規則の一部を改正する規則

（審 査 指 導 課） 2

公布された条例等のあらまし

◇ 島根県会計規則の一部を改正する規則（規則第58号）

1 規則の概要

- (1) 財務会計システムの電子決裁を使用して行う部局の所掌事務に係る支出負担行為の確認を求め、及び支出の命令をする権限を部局の長に委任することとした。（第4条関係）
- (2) 遅延賠償金を徴収する場合の割合を年2.8パーセントに改めることとした。（第71条関係）
- (3) 新しい財務会計システムの導入に伴う規定の整備
- (4) 行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う様式の整理
- (5) 次に掲げる規則の一部改正
 - ア 島根県収入証紙条例施行規則
 - イ 島根県年金恩給支給規則
- (6) その他規定及び様式の整備

2 施行期日

平成28年4月1日から施行することとした。ただし、1の(1)については、平成28年10月1日から施行することとした。

規 則

島根県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第58号

島根県会計規則の一部を改正する規則

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(1) 財務会計システム 財務会計に関する事務の処理を行うための電子情報処理組織で出納局が所管するものをいう。

第4条第3項中「知事は、」の次に「前2項に規定するもののほか、」を加え、「（前項各号に掲げるものを除く。）」を削り、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 知事は、財務会計システムの電子決裁を使用して行う部局の所掌事務に係る支出負担行為の確認を求め、及び支出の命令をする権限（前項各号に掲げるものを除く。）を、当該部局の長に委任する。

第17条第1項中「次の各号に」を「次に」に、「調定した」を「調定する」に、「当該各号に定める収入調定票」を「調定書」に改め、同項第1号中「県税外収入金 様式第5号」を「県税外収入金」に改め、同項第2号中「除く。」

様式第5号の2」を「除く。）」に改め、同項第3号中「納付されたもの 様式第5号の3」を「納付されたもの」に改め、同条第4項中「収入調定票に調定内訳票（様式第6号）」を「調定書に調定集合内訳書」に改め、同条に次の1項を加える。

5 収支等命令者は、第3項の場合において収入の目的及び収入科目が同一である県税外収入金については、調定書に調定分納内訳書を添えて調定をすることができる。

第24条第1項中「戻入票」を「戻入書」に改め、「（様式第10号）」を削り、「支出負担行為票」を「支出負担行為書」に改める。

第28条の見出しを「（調定の変更）」に改め、同条第1項中「取り消したときは調定取消票（様式第13号）を、その額を減額したときは調定減額票（様式第14号）をそれぞれ」を「変更するときは、変更調定書を」に改め、同条第2項中

「減額した」を「変更した」に、「減額後」を「変更後」に、「減額前」を「変更前」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前項の納入通知書は、変更後の納付額が既に納付された額を下回る場合には交付しない。

第28条の2中「収入更正票（様式第14号の2）」を「収入更正書」に改める。

第29条第1項中「不納欠損処分票（様式第15号）」を「不納欠損処分書」に改め、同条第2項を削る。

第30条中「収入調定票（繰越）（様式第15号の3）」を「調定繰越一覧表」に改める。

第32条第1項中「支出負担行為票」を「支出負担行為書」に改め、「（様式第16号）」を削る。

第32条の2第1項中「支出命令票」を「支出命令書」に改め、「（様式第17号）」を削り、「はり付け」を「貼り付け」に改め、同条第2項中「支出命令票」を「支出命令書」に、「支出負担行為票」を「支出負担行為書」に改める。

第32条の3中「支出負担行為兼支出命令票（様式第18号）」を「支出負担行為兼支出命令書」に改める。

第32条の4中「支出命令票」を「支出命令書」に、「支出負担行為兼支出命令票」を「支出負担行為兼支出命令書」に、「科目内訳票（様式第19号）」を「科目内訳書」に改める。

第32条の5中「支出命令票」を「支出命令書」に、「支出負担行為兼支出命令票」を「支出負担行為兼支出命令書」に、「債権者内訳票（様式第20号）」を「集合内訳書」に改める。

第33条を次のように改める。

第33条 削除

第33条の2を削る。

第34条中「支出負担行為票、支出命令票、支出負担行為兼支出命令票、混合払総括票又は払出決議票」を「支出負担行為書、支出命令書、支出負担行為兼支出命令書又は払出決議書」に、「支出命令票等」を「支出命令書等」に改める。

第35条（見出しを含む。）中「支出命令票等」を「支出命令書等」に改める。

第36条第2項中「支出負担行為票」を「支出負担行為書」に改める。

第39条の2中「支出命令票等にはり付け」を「支出命令書等に貼り付け」に改める。

第39条の3第1項中「支出取消票（様式第24号）」を「支出取消書」に改める。

第39条の4中「支出更正票（様式第25号）」を「支出更正書」に改める。

第53条の2第1項中「振替命令票（様式第28号の2）」を「振替書」に改める。

第54条第1項中「戻出票（様式第29号）」を「戻出書」に改め、同条第2項中「戻出票に戻出内訳票（様式第29号の2）」を「戻出書に戻出集合内訳書」に改める。

第55条第1項中「精算票（様式第30号）」を「精算書」に改め、同条第2項中「精算票」を「精算書」に改め、同条第3項中「精算票又は戻入票」を「精算書又は戻入書」に改める。

第56条の3中「精算票」を「精算報告書」に改める。

第57条第1項中「精算票」を「精算書」に、「精算戻入票（様式第30号の2）」を「精算戻入書」に、「精算追給票（様式第30号の3）」を「支出負担行為兼支出命令書」に改める。

第70条の6中「支出命令票等」を「支出命令書等」に改める。

第71条第1項中「2.9パーセント」を「2.8パーセント」に改める。

第77条の2第1項中「受入決議票（様式第44号の2）又は払出決議票（様式第44号の3）」を「受入決議書又は払出決議書」に改める。

第87条第2項中「物品受入通知書（様式第48号）により」を「物品受入調書を作成し、」に改め、同項ただし書中「物品」の次に「（消耗品及び原材料に限る。）」を加え、「支出命令票等」を「支出命令書等」に改める。

第89条中「物品受入通知書により」を「物品受入調書を作成し、」に改める。

第91条第1項中「物品交付請求書（様式第51号）」を「物品交付調書」に改める。

第93条第1項から第4項までを削り、同条第5項中「郵券類を」を「郵券印紙を」に、「郵券類に」を「郵券印紙に」に改め、同項を同条第1項とし、同条中第6項を第2項とする。

第94条第2項を次のように改める。

- 2 物品取扱主任は、前項の規定により指定された使用責任者を、使用責任者記録簿（様式第57号）に記載しておかなければならない。

第95条中「物品組替調書（様式第58号）」を「物品払出調書又は物品受入調書」に改め、「当該調書により」を削る。

第96条中「（様式第59号）」を削る。

第97条第1項を次のように改める。

物品管理者は、物品の管理換えをするときは、物品管理換調書により決定し、払出側の出納機関に通知するとともに、受入側の物品管理者に送付しなければならない。

第97条第2項中「規定により」の次に「物品管理換調書の」を加え、「物品管理換送付書」を「当該調書」に改め、「当該調書により」を削り、同条第3項中「（様式第62号）」を削る。

第98条中「使用物品返納調書（様式第63号）」を「物品返納調書」に改め、「当該物品に物品整理票又は重要物品整理票を添えて」を削り、同条ただし書を削る。

第99条第1項中「物品払出通知書（様式第64号）」を「物品貸付調書」に改め、同条第2項中「物品受入通知書」を「貸付物品返還調書」に改める。

第100条第2項中「物品整理票若しくは物品整理票（附票）又は重要物品整理票（物品管理システムにより物品の管理をしている場合にあっては、当該物品に係る使用責任者記録簿）」を「使用責任者記録簿」に改める。

第102条第1項中「不用品決定・処分調書（様式第66号）」を「不用品決定調書」に、「当該調書」を「物品払出調書」に改める。

第103条中「物品受入通知書」を「物品受入調書」に、「物品払出通知書」を「物品払出調書」に改める。

第105条中「物品払出通知書」を「物品払出調書」に改める。

第105条の3並びに第105条の5第2項及び第4項中「物品管理システム」を「財務会計システム」に改める。

第105条の6第2項中「物品管理システム」を「財務会計システム」に改め、同条第3項を次のように改める。

- 3 部局の出納機関にあっては、第93条第1項に規定する帳簿をもって第1項の出納簿を兼ねることができる。

第133条中「、収入分任出納員及び物品分任出納員」を「及び収入分任出納員」に改める。

第147条第1項中「戻出票」を「戻出書」に、「支出命令票、支出負担行為兼支出命令票、混合払総括票、戻入票」を「支出命令書、支出負担行為兼支出命令書、戻入書」に改める。

第157条の表収支等命令者の項及び物品取扱主任の項を次のように改める。

収支等命令者	歳入整理簿	10年
	歳出整理簿	5年
	歳計外・基金受払整理簿	5年
物品取扱主任	消耗品（原材料）受払簿	3年
	郵券類受払簿	3年
	使用責任者記録簿（様式第57号）	継続使用

第157条に次の1項を加える。

- 2 前項の帳簿のうち収支等命令者に係るものは、財務会計システムにより作成された電磁的記録をもって、これらの帳簿に代えることができる。

第159条の前の見出し中「総務事務システム」を「総務事務システム等」に改める。

第160条中「総務事務システム」の次に「及び財務会計システムの電子決裁」を加え、同条の次に次の1条を加える。

（委任）

第161条 この規則に定めるもののほか、帳簿等の様式その他必要な事項は、別に定める。

様式目次を次のように改める。

様式目次

様式第1号から様式第3号まで	削除	
様式第4号その1	(第15条)	引継書
その2	(第15条)	引継書
様式第5号から様式第7号まで	削除	
様式第8号その1	(第18条)	納入通知書
その2	(第18条)	納入通知書
その3	(第18条)	納入通知書
その4	(第18条)	納入通知書
その5	(第18条)	授業料納入通知書
その6	(第18条)	県営住宅家賃納入通知書
様式第9号	(第22条)	領収証書
様式第10号	削除	
様式第11号	(第24条)	返納通知書
様式第11号の2	(第27条)	収入取消済通知書
様式第12号	(第27条)	証券不渡通知書
様式第13号から様式第15号の3まで	削除	
様式第15号の4	(第31条)	島根県徴収(収納)事務受託者証
様式第16号から様式第21号まで	削除	
様式第22号	(第36条)	出納機関扱済印
様式第23号	(第38条)	送金支払通知書
様式第24号	削除	
様式第24号の2	(第39条の3)	支出取消依頼書
様式第25号	削除	
様式第26号	(第42条)	送金支払通知書再発行請求書
様式第27号	削除	
様式第28号	(第53条)	繰替払報告書
様式第29号から様式第30号まで	削除	
様式第31号	(第57条の2)	払出指示書
様式第32号	(第57条の2)	資金交付通知書
様式第33号から様式第41号まで	削除	
様式第42号その1	(第72条)	払込書
その2	(第72条)	払込書
その3	(第72条)	払込書
その4	(第72条)	払込書
その5	(第72条)	払込書
様式第43号	(第77条)	預金預け替え(戻入)指示書
様式第44号	(第77条)	預金繰替払出(戻入)指示書
様式第45号	(第78条)	有価証券受入調書
様式第46号	(第79条)	有価証券受領証
様式第47号	(第80条)	有価証券払出調書
様式第47号の2	(第83条の2)	証券出納計算書
様式第48号	削除	

様式第49号	(第88条)	資金前渡購入物品報告書
様式第50号	(第90条)	生産物取得(処分)調書
様式第51号から様式第53号まで	削除	
様式第54号	(第93条)	消耗品(原材料)受払簿
様式第55号	(第93条)	郵券類受払簿
様式第56号	(第93条)	島根県物品証票
様式第57号	(第94条)	使用責任者記録簿
様式第58号から様式第64号まで	削除	
様式第65号	(第100条)	物品引継書
様式第66号	削除	
様式第67号	(第105条の3)	重要物品異動報告書
様式第68号	(第105条の4)	物品亡失・損傷届出書
様式第69号	(第105条の5)	物品出納計算書
様式第69号の2	(第105条の6)	備品出納簿
様式第69号の3	(第105条の6)	動物出納簿
様式第69号の4	(第105条の6)	生産物出納簿
様式第69号の5	(第105条の6)	消耗品(原材料)出納簿
様式第69号の6	(第105条の6)	借用物品出納簿
様式第70号	(第105条の10)	債権管理簿
様式第71号	(第105条の11)	債権現在額報告書
様式第72号その1	(第105条の12)	督促状
その2	(第105条の12)	督促状
様式第73号	(第105条の13)	徴収職員証
様式第74号及び様式第75号	削除	
様式第76号	(第129条)	出納監察員証
様式第77号	(第132条)	検査員証
様式第78号	(第133条)	出納保管額調書
様式第79号	削除	
様式第80号	(第135条)	会計検査実施済証
様式第81号から様式第86号まで	削除	
様式第87号	(第157条)	現金出納簿
様式第88号	(第157条)	一時借入金整理簿
様式第89号	(第157条)	証券出納簿
様式第89号の2	(第157条)	占有動産出納簿
様式第90号	(第157条)	繰替金明細簿
様式第91号	(第157条)	証券明細簿

様式第5号から様式第7号までを次のように改める。

様式第5号から様式第7号まで 削除

様式第10号を次のように改める。

様式第10号 削除

様式第13号から様式第15号の3までを次のように改める。

様式第13号から様式第15号の3まで 削除

様式第16号から様式第21号までを次のように改める。

様式第16号から様式第21号まで 削除

様式第24号を次のように改める。

様式第24号 削除

様式第25号を次のように改める。

様式第25号 削除

様式第28号の2を削る。

様式第29号から様式第30号までを次のように改める。

様式第29号から様式第30号まで 削除

様式第30号の2及び様式第30号の3を削る。

様式第44号の2その1から様式第44号の3までを削る。

様式第48号を次のように改める。

様式第48号 削除

様式第51号から様式第53号までを次のように改める。

様式第51号から様式第53号まで 削除

様式第57号を次のように改める。

様式第 57 号 (第 94 条関係)

使 用 責 任 者 記 録 簿

所屬

使用責任者

使用開始年月日

職

氏名

⑤

分類コード	物品番号	品名	規格	整理番号	重要物品区分	使用場所	備考

様式第57号の2を削る。

様式第58号から様式第66号までを次のように改める。

様式第58号から様式第64号まで 削除

様式第65号 (第100条関係)

物 品 引 継 書

年 月 日付け 物品管理者 変更により下記のとおり引継ぎを終了しました。
物品取扱主任

年 月 日

引継人 職 氏名

㊟

引受人 職 氏名

㊟

1 重要物品					
分 類			品 名	数 量	備 考
大	中	小			
				点	
				点	
				点	
				点	
				点	
				点	
				点	
			小 計	点	
2 重要物品以外の物品					
大分類名			数 量		備 考
備 品					点
動 物					点
借 用 物 品					点
小 計					点
合 計					点
備 考					

様式第66号 削除

様式第72号その1中「30日」を「3か月」に、「異議申立て（審査請求）」を「審査請求」に、「決定（裁決）」を「裁決」に改める。

様式第81号から様式第86号までを次のように改める。

様式第81号から様式第86号まで 削除

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第4条の改正規定については、平成28年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の島根県会計規則の規定は、平成28年度以降の会計及びこれに関連する事務（以下「会計等」という。）について適用し、平成27年度の会計等については、なお従前の例による。

(島根県収入証紙条例施行規則の一部改正)

- 3 島根県収入証紙条例施行規則（昭和39年島根県規則第58号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「振替収入調定票（様式第2号の2）」を「島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）に規定する調定書」に改める。

第7条中「振替支出命令票（様式第2号の3）」を「島根県会計規則に規定する振替書」に改める。

様式第2号の2及び様式第2号の3を削る。

(島根県収入証紙条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

- 4 この規則による改正後の島根県収入証紙条例施行規則の規定は、平成28年度以降の会計に属する証紙による収入について適用し、平成27年度の会計に属する証紙による収入については、なお従前の例による。

(島根県年金恩給支給規則の一部改正)

- 5 島根県年金恩給支給規則（昭和48年島根県規則第36号）の一部を次のように改正する。

第6条中「支出命令票」を「支出命令書」に改める。

第9条第1項中「戻入票又は収入調定票」を「戻入書又は調定書」に改める。

(島根県年金恩給支給規則の一部改正に伴う経過措置)

- 6 この規則による改正後の島根県年金恩給支給規則の規定は、平成28年度以降の会計等について適用し、平成27年度の会計等については、なお従前の例による。